

いじめ防止基本方針

令和7年4月1日改訂

四街道市立四街道中学校

1 はじめに

いじめは、すべての児童生徒に関係する問題です。いじめを受けた生徒は、心身の健全な成長に重大な影響が与えられ、教育を受ける権利を著しく侵害されます。いじめを生まない学校を目指すために、教育活動全体を通して好ましい人間関係づくりや、思いやる心と強い心の育成等に日々取り組んでいく必要があります。

いじめから一人でも多くの子どもを救うために、四街道中学校では、いじめ防止対策推進法や国のいじめ防止等のための基本的な方針を遵守し、学校をふくめた社会全体が課題意識をもっていじめ問題への対応にあたるために、いじめ防止基本方針を策定します。

本校は、この方針をもとに家庭・地域、その他の関係機関と連携し、すべての教育活動でいじめ防止を目的とした教育活動及びいじめの早期発見に取り組むとともに、児童生徒のいじめが疑われる案件が発生した場合には、適切かつ迅速に対応し、その解決と再発防止に努めます。また、保護者などの関係者に対し、正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行わないよう組織的な対応を行います。

また、本校ではいじめの「未然防止」、「早期発見」に対して特に力を入れて取り組んでいきます。

なお本基本方針は、本校教職員及び生徒から幅広く意見を聴取して策定しています。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。 【いじめ防止対策推進法第二条より】

いじめは、その性質からトラブルや一時的な喧嘩（けんか）と判断の見極めが難しい面があるが、具体的には以下のようなことがあげられる。（四街道市いじめ防止基本方針より）

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

上記以外の行為、意図して行われていない行為、また、1回のみで継続して行われた行為でない場合であっても、その行為によって当該児童生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知する。

3 いじめ防止等への組織的対策について

名称：『いじめ防止対策委員会』

- ・ 目的 ①いじめの未然防止 ②いじめの早期発見 ③いじめの対応・協議
- ・ 活動内容 ①いじめの相談・通報の窓口になる。（教頭・生徒指導主事・養護教諭）
②いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に関わる情報の収集と記録、共有、指導方針の決定を行う。
③いじめを認知した際には、緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携、外部機関との調整といった対応を組織的に実施する。
※会議内での情報や指導・支援の記録については、適切に保存管理しその後の指導に生かす。
- ・ 構成員 校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、教育相談担当教諭、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー
※ 協議や案件の内容に応じて、組織の構成は柔軟に対応する。
- ・ 定例会議 隔週に1回実施（生徒指導会議を含む）
※ 必要に応じて、臨時に招集し協議、対応する。

4 いじめの未然防止について

(1) 授業について

- ・ いじめを含めた生徒の問題行動の未然防止につなげるために、生徒指導の機能（①生徒に自己決定の場を与えること ②生徒に自己存在感を与えること ③共感的人間関係を育成すること ④安全・安心な環境を作ること）を生かした「わかる授業」づくりを実践し、生徒の自己有用感を高めるよう努める。

(2) 道徳教育や人権教育の充実

- ・ 各学年において、「『いのち』のつながりと輝き」を主題とした「考え、議論する」ことを意識した道徳授業や体験活動、及び人権教育の充実を図る。
- ・ いじめの問題をテーマとした道徳の授業において、以下の3つの”できる”を実行するために必要なことを議論し、学校全体でいじめを許さない強い心を育てていく。
①いじめの重大性に自ら気づき、いじめ防止に向けて強い心で主体的に行動できる
②自分や周囲のいじめの被害に対して、勇気をもって他者に相談できる
③いじめの傍観者とならずに、大人への相談等いじめを止めさせることができる
- ・ 人権週間を中心に、「いじめ撲滅キャンペーン」を実施し、全校生徒に「いじめ撲滅標語」の作成を行う。

- ・いじめ防止に関する全校集会や生徒会活動（いじめゼロ宣言、イエローリボン運動）を実施する。
- ・すべての授業において、グループ活動や話し合い活動等を積極的に取り入れることで、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育成する取り組みを推進する。また、特別活動等で構成的グループエンカウンターを取り入れた活動を実施し、互いを認め合いながら建設的に調整して解決できる力や自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力を養う。
- ・様々な異なる考えや意見を出し合える自由な雰囲気確保し、生徒がお互いの違いを理解できるように働きかける。
- ・外部講師を招いた『夢を育む授業』や『命の教室』を実施する。

（3）日々の学校生活における生徒と教職員との適切なコミュニケーションの構築

- ・生徒の変容を適切にとらえるために、毎日の「生活ノート」の有効活用を図る。
- ・教職員の不適切な発言（差別的発言や生徒を傷つける発言等）や体罰がいじめを助長することを自覚するとともに、それらの行為を絶対に行わない。
- ・自己有用感を高めるために、励ましの声掛け、第三者から褒める取り組みを行う。
- ・学校全体で暴力、暴言を絶対に許さず、それらを排除する。
- ・様々な教育活動（特に行事や部活動など）において、過度の競争意識や勝利至上主義等に陥ることで、生徒のストレスを高め、いじめを誘発することのないようにする。

（4）情報モラル教育の充実

- ・ケータイ（SNS）安全教室（集会または授業形式）を実施する。
- ・保護者と互いに連携しながら指導にあたる。
- ・技術科の授業や各学級の短学活、学年集会等の機会を含め、情報機器の安全な使用について指導する。
- ・悪質な内容を含む場合には、警察等外部機関と連携する。

（5）相談体制の整備

- ・教職員は、日々の教育活動の中で、生徒・保護者と相談しやすい人間関係の構築に努める。
- ・定期的な教育相談の実施（年間3回、学期ごとの実施）
- ・定期的ないじめアンケートの実施（年間3回、学期ごとの実施）
- ・教育相談ポストを各階に設置し、生徒・保護者に周知しながら活用していく。
- ・いじめの相談窓口の周知を徹底する。（学校ホームページや便り等の活用）
- ・学校に相談できずに問題が深刻化することを防ぐために、随時文書の配付や校内掲示等を行い、生徒及び保護者に外部相談機関の窓口の周知を徹底する。
- ・年度初め（4月）にSOSの出し方教育を実施する。

(6) 教職員の研修の推進

- ・ロールプレイなどを取り入れた校内研修を実施し、いじめ未然防止のための取り組みへの共通理解を図る。また、いじめが発生した場合の組織的対応の徹底を図る。
- ・学校として特に配慮が必要な生徒（発達障害を含む障害のある生徒、外国人生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒等）について、教職員が生徒個々の特性を十分に理解、情報共有をし、保護者と連携しながら、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- ・長期欠席生徒（感染症に伴う欠席も含む）に係る差別や偏見が生じないように周囲の生徒に対する必要な指導を適宜行う。

(7) 保護者、地域、外部機関との連携

- ・学校ホームページや各種便り、メール配信、保護者会などさまざまな機会を活用し、いじめ防止を目的とした学校教育の啓発活動を行う。
- ・保護者会、家庭訪問、PTA活動、部活動、その他各種行事等、あらゆる機会を利用して保護者や地域との連携、教育活動への理解・協力を十分に図る。

5 いじめの早期発見、相談・通報について

(1) 「いじめアンケート：（市教育委員会作成）」を実施する。

- ・生徒用は学期に1回ずつ実施（1学期：5月、2学期：11月、3学期：2月）
- ・保護者用は年間1回実施（11月）

※3年間保存（重大事態に関するアンケートは5年間保存）

(2) 教育相談活動を実施する。

- ・年3回実施（1学期：4月、2学期：10月、3学期：1月）
- ・事前に行うアンケートに、いじめに関する質問項目を入れる。
- ・相談期間以外にも各学年の職員を中心に生徒への声掛けを行い、相談に応じる。

(3) 教育相談ポストを校内各階に設置する。

(4) 教職員は、いじめの兆候をいち早く察知するために、平時から生徒との関わりを深めるとともに、ささいな場合であっても、その兆候を察知した場合は、いじめを積極的に認知する。また、いじめの情報を教職員等に報告した生徒が不利益を被ることなく学校生活を送ることができるよう十分に配慮する。

(5) いじめの早期発見、生徒間の人間関係の観察及び教職員と生徒との人間関係を深めるために、休憩時間等に教職員が校内を巡回指導する。

(6) いじめに関する情報の説明や収集のために、学校は保護者と積極的に（状況に応じながら）電話連絡や家庭訪問、面談等を行う。

(7) 家庭でのいじめの認知のための『いじめのサイン発見シート（文部科学省作成）』やいじめにおける相談窓口の周知の徹底を図ることで、保護者と連携しながら、いじめの早期発見に努める。

いじめのサイン発見シート（文部科学省作成）のチェック項目の例

- ・朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- ・パソコンやスマホをいつも気にしている。
- ・学校や友達の話が減った。
- ・寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。 等

(8) いじめにおける相談・通報は、教頭、生徒指導主事、養護教諭を窓口とする。

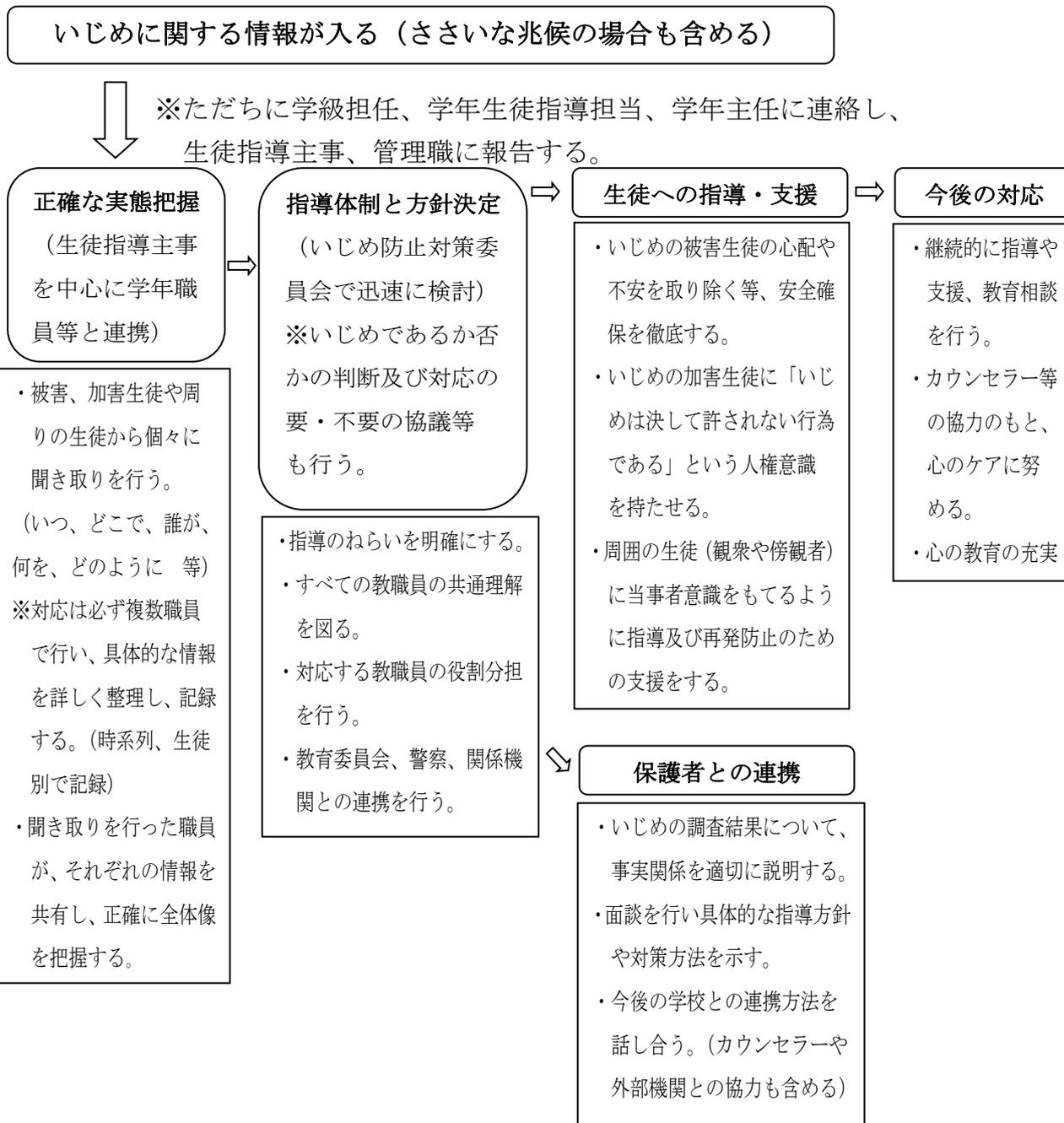
(9) 学校外でのいじめに関する相談窓口

- 四街道市青少年育成センター（４２１－７８６７）
- 子ども的人権１１０番（０１２０－００７－１１０）
- 千葉県子どもと親のサポートセンター（０１２０－４１５－４４６）
- ヤング・テレホン（０１２０－７８３－４９７）
- ２４時間子供SOSダイヤル（０１２０－０－７８３１０）
- 千葉いのちの電話（０４３－２２７－３９００）
- チャイルドライン（０１２０－９９－７７７７）

6 いじめを認知した場合の対応について

教職員は、いじめに関わる（可能性も含める）事案を認知した場合、以下の対応プランをもとに、組織的に対応に当たり、いじめが解消に至るまで関係生徒への支援を継続し、確実に実行する。

○いじめに対する早期対応の基本的な流れ



※「学校いじめ防止基本方針」に沿った対応をいじめの被害生徒・保護者及びいじめの加害生徒・保護者へ伝え、指導・助言を十分に行うとともに、事案の推移については継続的に注視し、再発防止に万全を尽くす。

※いじめにおける生徒への聞き取りや指導は、プライバシーに留意して行う。

7 指導について

【被害生徒】

- ・教職員は、いかなる理由であっても、いじめられた生徒を守り通す姿勢で問題の解決にあたる。
- ・解決まで最善を尽くす姿勢をはっきり示し、できる限り不安を除去する。
- ・保護者には、学校の指導方針（過程）を、正確かつ丁寧に説明し、協力を依頼する。
- ・被害生徒にとって信頼できる人（親友、教職員、家族、地域の人等）と連携し、被害生徒に寄り添える体制をつくる。
- ・状況に応じて、カウンセラー等、専門性を活かした指導や外部機関との連携を図る。
- ・不登校に陥った生徒については、解消に向けた取り組みだけでなく、保護者や関係機関との連携を図りつつ、対策の充実に取り組む。

【加害生徒】

- ・教職員は、いじめの行為について、毅然とした指導をする。
- ・いじめの加害生徒に対しては、いじめに至った心情やグループ内での立場などを振り返らせながら、いじめの問題点を理解させ、今後の行動の仕方について考えさせる。
- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・自分をかえりみず、いじめ等の行為を繰り返し行う場合などは、必要に応じて出席停止や警察との連携による措置を含めた対応をとる。
- ・悪意のないいじめに関しても、相手の立場に立った気持ちで考えるように指導する。
- ・被害者や申告者に対して圧力をかけることを許さない。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラー等、専門職（外部機関）の力を得て指導にあたる。

【周りの生徒（観衆・傍観者）】

- ・教職員は、いじめの持続や拡大には、加害生徒と被害生徒以外の「観衆」と「傍観者」の立場にいる生徒が大きく影響していることを理解し、必要に応じて以下の点を留意しながら、いじめ解消のための行動を意識させる。
- いじめをはやしたてたり、おもしろがって見たりしている「観衆」は、いじめを積極的に是認し、いじめを促進する役割を担っている。
- いじめを見て見ぬふりをする「傍観者」は、いじめを黙認し、いじめを促進する役割を担っている。

いじめの解消については、必要に応じて他の事情も考慮しながら総合的に判断して行い、「いじめが解消している」状態（いじめに関わる心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでから少なくとも3ヶ月経過し、被害生徒本人及びその保護者に対し面談等により確認できている状態）でも、教職員は当該いじめの被害生徒及び加害生徒を注意深く観察していく。

8 重大事態への対処について

「いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態及び「いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とする）ことを余儀なくされている疑いがあると認める」事態などの重大事案の対応については、次の点に留意しながら厳正に対応するものとする。

（いじめ防止対策推進法 第 28 条 1 項 1 号、2 号より）

- （1）すみやかにいじめ対策委員会（第三者を含める）を招集し協議を行い、今後の対応について検討する。また、四街道市教育委員会に事案発生時の報告（一報後、改めて文書で報告：認知に係る報告書、調査に係る報告書、事案により事故報告書）をするとともに、必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。
- （2）いじめの被害生徒について、いじめの解決が困難な場合、又は解決しても登校が困難など、学校生活に著しい支障を来す場合は、教育委員会へ報告し、助言を受ける。
- （3）いじめの加害生徒について、改善がのぞめずいじめを受けた生徒の学校生活に著しい支障を来す場合は、教育委員会へ報告し、指導・助言を受ける。
- （4）児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- （5）調査目的や調査事項等、調査方針を説明し、被害生徒・保護者の意向を踏まえた調査を行う。
- （6）調査にあたっては、国基本方針、県基本方針を踏まえるとともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」、「不登校重大事態に係る調査の指針」により、適切に実施する。

9 公表・点検・評価等について

- （1）いじめ防止基本方針を学校ホームページで公表する。
- （2）学校評価に、いじめについての質問項目を設定し、保護者、生徒、職員等で取り組みを評価していく。また、いじめアンケート等の調査結果等と合わせながら、現在の取り組みについて、いじめ対策委員会において検討し、今後の改善に努める。
- （3）年度末に、現在の状況に応じながら、いじめ防止基本方針を見直し、改善点があれば加筆、修正を行う。

10 いじめ防止に向けた年間指導計画

月	活 動 内 容
4	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止に関する校内研修①（共通理解、情報交換等） ・いじめ防止についての文書配付と説明 ・SOS の出し方教育の実施 ・教育相談①
5	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート① ・いじめゼロ宣言の実施
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ケータイ（SNS）安全教室（情報モラル教室）
7	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会（1学期の振り返り）
8	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止に関する校内研修②
9	
10	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談② ・夢を育む授業
11	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート② ・いじめ撲滅キャンペーン（いじめ撲滅標語の作成） ・いじめについての集会（生徒指導主事、生徒指導担当の話）
12	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会（2学期の振り返り）
1	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談③
2	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート③
3	<ul style="list-style-type: none"> ・命の授業 ・いじめ対策委員会（年度の振り返り）

※隔週でいじめ防止対策委員会を実施する。